

スペシャルイベント管理規程

第1条 (目的)

本規程は、JTA が承認する公式トーナメントの開催日程の公正および適正を確保し、また、テニス競技のルールの統一性を保つことにより、テニス競技の公正な編成および適正な実施、ならびに我が国テニス界の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条 (定義)

1.スペシャルイベント（以下「イベント」という）とは、JTA が承認し、JTA が公式に発表する年間「カレンダー」に記載されている公式トーナメント以外のテニス競技のうち、内外の著名プレーヤー（第3項に定義する）が出場するものすべてをいう。

2.前項に加え、内外の著名プレーヤーが指導者として参加するテニススクールの中で行われる模範試合については、当該テニススクールの宣伝物に、その模範試合の実施について記載された場合はイベントとみなす。ただし、その内外の著名プレーヤーが当該テニススクール主催者の社員または従業員である時はこの限りではない。

3.「内外の著名プレーヤー」とは、日本人プレーヤーについては、イベント開催初日の3ヶ月前時点における、最新の JTA ランキング 10 位以内の者、外国人プレーヤーについては、前述同期日における、最新の ATP または WTA ランキング 30 位以内の者、および、日本人プレーヤーまたは外国人プレーヤーのいずれについても、ATP または WTA ランキングの過去における最高位が 20 位以内であった者をいう。

第3条 (申請)

1.イベントが第4条第1項第①号から第⑥号のいずれかに該当する場合、主催者は、原則としてイベント初日の3ヶ月前までに、所定の申請書に必要事項を記載し、JTA に提出しなければならない。

2.前項に基づく申請の対象となるイベントの主催者は、当該イベント開催地が属する都道府県テニス協会およびその協会が属する地域テニス協会と協議し、当該イベントの開催について書面による同意を取得するものとする。

3.申請書の記載にあたっては、申請書提出時点で判明している出場する内外の著名プレーヤー全員の氏名を記載し、申請書提出後に判明した出場する内外の著名プレーヤーについては、申請書を追完するものとする。

第4条 (承認)

1.前条第1項に基づく申請がなされ、前条第2項に基づく同意を得たイベントについて、テニス競技のルールの統一性、テニス競技の公正な編成および適正な実施を阻害するものではなく、また、以下第①号から第⑥号に挙げた日程が重複する JTA の公式トーナメント

におけるテニス競技の適正な実施の妨げとならないときは、JTA は、当該申請を承認するものとする。なお、前条第 1 項および第 3 項に基づく申請書の記載に不備がある場合には、JTA は、その修正または再提出を求めることができる。

- ①その日程が、全日本テニス選手権大会、全日本室内テニス選手権大会、ジャパンオープンまたはジャパンウィメンズオープンの本戦日程と 1 日でも重複しているもの。
- ②その日程が、国内で開催される、国際テニス連盟、アジアテニス連盟または東アジアテニス連盟の主催または公認トーナメントの本戦日程と 1 日でも重複しているもの。
- ③その日程が、国内で開催される、ATP または WTA 承認トーナメントの本戦日程と 1 日でも重複しているもの。
- ④その日程が、同一地域内で開催される JTT 大会の本戦日程と 1 日でも重複しているもの。
- ⑤その日程が、同一地域内でなくとも、当該イベント開催地の隣県（都および府を含む）で開催される JTT 大会の本戦日程と 1 日でも重複しているもの。ただし、本規程では、海を隔てている場合は隣県とはみなさない。
- ⑥その日程が、同一都道府県内はもとより、当該イベント開催地の隣県（都および府を含む）で開催される、賞金総額が 100 万円以上の J1 大会の本戦日程と 1 日でも重複しているもの。

2.前項に加え、前条第 1 項に基づく申請につき、主催者が、前項第②号から第⑥号のいずれかに該当する日程が重複するトーナメント主催者から、前条第 1 項に基づく申請に係るイベント開催の承諾を得ている場合には、前条第 2 項に基づく同意は不要とする。

3.JTA が、本条第 1 項および第 2 項に基づきイベントを承認した場合、JTA は主催者に対し、承認証書を発行する。

4.JTA は、上記の承認証書のコピーを、当該イベント開催地の属する都道府県テニス協会およびその上部団体である地域テニス協会に送付する。

第 5 条 （承認の表示）

承認を得たイベントの主催者は、当該主催者が発行するあらゆる公示物（トーナメント要項、PR 物、プログラム、場内タイトル看板等）に、「JTA 承認」を明示するものとする。

第 6 条 （競技役員等の派遣または斡旋）

JTA は、承認を得たイベントの主催者の要請があれば、競技運営に堪能な、公認審判員等の競技役員等の派遣または斡旋について、積極的に協力する。ただし、その経費等は当該主催者負担とする。

第7条 (日程の調整)

イベントの日程が重複する場合、JTAは、関係する主催者の要請があれば、当該主催者同士による協議の斡旋、日程調整等に協力はするが、その結果については責めを負わないものとする。

第8条 (承認の取消し)

本規程に違反したイベントは、直ちに承認を取り消す(直ちに非承認になる)ことがある。

第9条 (対象者への制約)

本条各号に定める者(以下「対象者」という)は、非承認イベントには一切関与(第10条各号に定める行為をいう)してはならない。

- ①JTA 役員。JTA の発行する役員名簿にその氏名が記載されている者を指す。
- ②JTA 選手登録者
- ③JTA 公認審判員
- ④地域テニス協会、都道府県テニス協会およびこれら協会の加盟団体の役員。
当該協会または団体が発行する役員名簿にその氏名が記載されている者を指す。

第10条 (対象者への罰則)

以下各号に定める者が、該当する各号に定める形態で非承認イベントに関与した場合、これらの者に課される罰則は以下のとおりとする。

1.第9条第①号または第④号に定義されている役員

- ①非承認イベントに参加し、または非承認イベント主催者内における役職に就いた場合は、初回であれば、役員としての活動停止6ヶ月間。
- ②2回目以降の場合は、解任。

2.JTA 選手登録者

- ①非承認イベントで試合を行った場合は、初回であれば、公式トーナメント出場停止3ヶ月間。
- ②2回目以降の場合は、公式トーナメント出場停止6ヶ月間。

3.JTA 公認審判員

- ①非承認イベントに審判員として参加した場合は、初回であれば、公認審判員としての活動停止3ヶ月間。
- ②2回目以降の場合は、公認審判員としての活動停止6ヶ月間。

第 11 条（罰則審査）

罰則の適用については、その都度 JTA で特別委員会を組織して審査し、常務理事会で決定するものとする。

第 12 条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則 1. 本規程の令和 5 年 3 月 14 日付改正は、同年 4 月 1 日より施行する。

平成 30 年 1 月 21 日改正

令和 5 年 3 月 14 日改正